

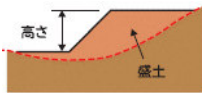
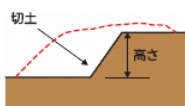
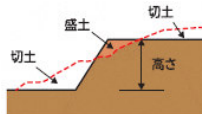
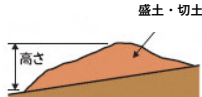
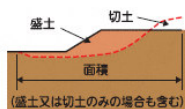
盛土規制法の許可・届出の要否に係る自己申告シート（法12条・30条許可、法27条届出、法21条1項・40条1項届出関係）

建築主事・確認審査機関 あて 作成日： 年 月 日

下記のとおり宅地造成等に関する工事について申告します。この書類の記載事項は、事実と相違ありません。

建築主 住所 氏名	
申請地 地名地番	
作成者 設計事務所名 作成者名	

規制区域 ※判断基準となった規制区域に チェックしてください	☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域 ※両方の規制区域にまたがる場合、熊本市と熊本市以外の区域にまたがる場合、隣県の区域にまたがる場合は、建築課 （盛土担当）にご相談ください
--------------------------------------	---

チェック項目		宅地造成の内容	要否判断基準		チェック欄 ※R7.4.1以降に行う又は行った造成行為の有無についてお答えください		
			(確認対象法令) 12条許可 30条許可	27条届出 21条1項届出 40条1項届出			
①	盛土又は切土の高さ ※崖が生じるもの	最大の盛土の高さ		宅造区域 1m超 特盛区域 2m超	1m超	☐ あり	☐ なし
②		最大の切土の高さ		宅造区域 2m超 特盛区域 5m超		☐ あり	☐ なし
③		同時に行う盛土及び切土の高さ (①②に該当しないもの)				☐ あり	☐ なし
④	盛土の高さ (①③に該当しないもの)		☐ あり		☐ なし		
⑤	盛土又は切土をする土地の合計面積 (①～④に該当しないもの) ※盛土又は切土をする部分全てが以下の場合は除く 熊本市以外：標高差1m以内である場合 熊本市：標高差30cm以内である場合			宅造区域 500㎡超 特盛区域 3,000㎡超	500㎡超	☐ あり	☐ なし

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※整地・地均し、基礎工事のための掘削・埋戻し等は、該当しません。

1つ以上「あり」に該当する場合

全て「なし」に該当する場合

【申告欄】

建築確認申請に係る上記申請地における盛土規制法の許可・届出手続きの要否について、下記のとおり申告します。

許可・届出が 不要な場合	☐	令和7年3月31日以前に造成が済んだ既存盛土に該当しますので、手続きは不要です。
	☐	令和7年4月1日以降に許可・届出規模に該当する造成行為はありませんので、手続きは不要です。
許可・届出が 必要な場合	☐	今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法12条・30条の許可証の写しを確認申請書に添付します。
	☐	今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法27条届出（受領印有り）の写し又は受領証の写しを添付します。
	☐	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法21条1項・40条1項届出（受領印有り）の写し又は受領証の写しを添付します。
	☐	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますが、 都市計画法第29条1項、2項の許可を受けている造成行為のため、盛土規制法の許可は不要です。

太枠内を記入してください。

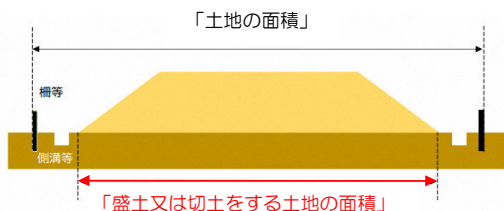
【注】下記の取り扱い等は、事前に建築課（盛土担当）にご相談ください

- ① 土地や盛土・切土を行う土地について、複数の規制区域や、熊本市・隣県にまたがる場合の取扱いは別途定めています。
- ② 複数の箇所で盛土・切土を行う場合は、「一体の盛土」と扱う場合があります。
- ③ 敷地内に既存の盛土・切土がある場合は、「一体の盛土」と扱う場合があります。
（既存の盛土・切土の上部や、近接・隣接して新たな盛土・切土を行う場合などが該当します。）
- ④ 高さについて、隣接又は近接している盛土又は切土は、一体の盛土又は切土の高さとして扱う場合があります。

【参考】

■面積の数え方

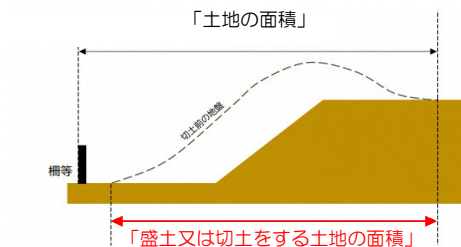
- ・「盛土又は切土をする土地」の面積は、許可等の対象となる部分の合計面積です。



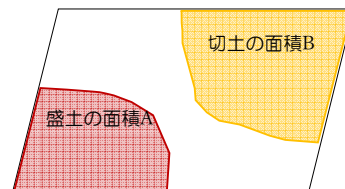
「盛土又は切土をする土地の面積※」

＝許可又は届出の対象面積
＝申請面積
＝手数料算定面積

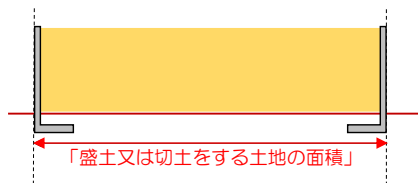
※水平投影面積で算定



「盛土又は切土をする土地の面積」
＝「盛土の面積A」＋「切土の面積B」



工作物がある場合



■高さの数え方

- ・盛土又は切土の「高さ」は、許可等の対象となる部分の最大高低差です。
- ・盛土と切土が混在する場合は、行為によって生ずる最大の高さ（盛土と切土を行った後の形状で一番高いところと一番低いところの高低差）となります。
- ・擁壁等を設置する盛土等においては、擁壁等も含めた最大高低差になります。

■問い合わせ先

関係法令	担当部署	電話番号
建築基準法 に関する事	熊本県土木部建築住宅局 建築課 建築指導班	096-333-2534
	県央広域本部 土木部 景観建築課	096-333-2793
	県北広域本部 土木部 景観建築課	0968-25-2729
	県南広域本部 土木部 景観建築課	0965-33-3117
	熊本市都市建設局 都市政策部 建築指導課 建築審査室	096-328-2516
	八代市 建設部 建築指導課	0965-33-4750
	天草市 建設部 建築課	0969-32-6797
盛土規制法 に関する事	熊本県土木部建築住宅局 建築課 盛土対策・宅地指導班	096-333-2542
	熊本市都市建設局 都市政策部 開発指導課	096-328-2507